令和８年（フ）第５０８５号
大阪府高槻市芝生町２丁目22番31―305号
債務者　山下まり子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５１号
大阪府茨木市大住町３番16号　大住ニューハイツ　302号
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６０号
大阪市浪速区恵美須西１丁目２番14―402号
債務者　伊藤　俊男
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０３号
大阪市福島区鷺洲５丁目５番15号　パルハセトン鷺洲　203号
債務者　福井　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０８号
大阪市住之江区御崎３丁目２番22号　セレブサンティール　310
債務者　竹内　寿和
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１５号
大阪府東大阪市本町８番15号　本町ハイツ402、前住所千葉県長生郡長生村宮成3249番地14
債務者　髙橋　美帆
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３９７号
大阪府門真市幸福町７番20―302号
債務者　大杖　香予
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４０３号
大阪市淀川区三津屋南２丁目12番18号　スカイルナ　403号
債務者　大石佐智恵
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２９号
大阪市天王寺区真法院町12番11―702号
債務者　北村　壽康
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４５号
大阪市城東区中央２丁目10番30号　Ｍ・Ｋマンション　205号
債務者　栗本　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８１号
大阪府東大阪市岸田堂北町10番28号　サニーレジデンス　402号
債務者　北中　勝美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８９号
大阪府枚方市三栗２丁目10番12―203号
債務者　森　　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６０２号
大阪市中央区東高麗橋３番２―901号
債務者　川端　松美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６２２号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目９番19号　アパートセリーナ　409号、前住所三重県津市半田2540番地１　（株）ニーズ
債務者　田坂　文英
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６３６号
大阪府豊中市立花町１丁目３番10―304号
債務者　石神友紀子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６４７号
大阪市阿倍野区三明町２丁目２番４号　進藤方
債務者　上野称璞季
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６７７号
大阪市都島区都島中通２丁目18番８号
債務者　宮田　義隆
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部